

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県東筑摩郡坂井村

2 構造改革特別区域の名称

さかい有害鳥獣被害防止特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県東筑摩郡坂井村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 概況

坂井村は、周囲を山に囲まれた地域で、典型的な内陸性気候である。

年間・一日の気温差が大きく、夏期は気温が30度以上になる反面、11月や4月であっても気温が氷点下となる。

また、降水量は年間1000mm前後で、全国的にみても少ない地帯であり、安坂川、永井川に沿って農地が点在する典型的な中山間地域ある。

村の農地面積は185ヘクタール(平成15年作物統計調査)、また、農家戸数は367戸(平成12年農業センサス)、専業農家28戸、第1種兼業農家は46戸、第2種兼業農家は173戸となっている。農家の減少と兼業化、担い手の高齢化が進み遊休荒廃農地の増加が著しいが、有害鳥獣による被害がさらに拍車をかけている。なお、その被害面積は平成15年度で42.2haで、農地面積の約4分の1(23%)にも及んでおり、被害は深刻な状況で早急な対応が求められている。

(2) 農業生産額

(単位：千万円)

区分	平成13年	平成14年	平成15年
坂井村	38	35	32

(3) 鳥獣による農作物の被害状況

平成15年度

鳥獣種類	主な農作物	被害面積(ha)	被害金額(万円)	被害状況
シカ	稲、大豆、蕎麦、野菜 飼料トウモロコシ	10.1	134	食害
イノシシ	稲、いも類 飼料トウモロコシ 小麦	7.5	99	食害
タヌキ	トウモロコシ	0.3	3	食害
ハクビシン	トウモロコシ	0.3	3	食害
クマ	飼料用トウモロコシ,りんご	5.5	22	食害
スズメ	稲 麦	4.0	89	食害
カラス	大豆 トウモロコシ 林檎	5.5	84	種子食害
キジバト	大豆 トウモロコシ	5.2	35	種子食害
キジ	ハクサイ、レタス	2.5	16	苗食害
その他		1.3	38	
計		42.2	523	

注：被害金額は、農業粗収入ではなく、農業所得ベースで算出している。(以下同様)

被害金額の推移

(単位：万円)

区分	シカ	イノシシ	タヌキ	その他	合計
平成13年	214	154	10	385	763
平成14年	69	80	20	410	579
平成15年	134	99	3	287	523

(4) 平成15年 鳥獣捕獲実績

区分	シカ	イノシシ	タヌキ	その他	合計
有害鳥獣駆除	16	19	0	0	35
その他	20	12	5	15	52

(5) 狩猟免許保持者数

区 分	網・わな	1種(銃)	網・わな、1種	計
平成15年	2	8	1	11
平成16年	2	7	1	10

5 構造改革特別区域の意義

坂井村は中山間地域に位置し、高齢化・過疎化による担い手の減少が進むなかで荒廃遊休農地が増大している。農地の流動化や新たな担い手の確保などによる農地の保全が課題であるが、村内農地面積の23%にも及ぶ近年の有害鳥獣による農作物被害の増大が農業収益の減少のみならず営農意欲をも減退させている。そこで本特例を適用して、狩猟免許保持者を中心に農業者自らが鳥獣被害対策に乗り出すことにより収益の安定、さらには地域の活性化を目指すものである。

なお、本特例において、「有害鳥獣の捕獲に際し狩猟免許を持たない者の従事」を容認するには、捕獲技術、安全性等が十分に確保される必要があるが、当地域においては、地元猟友会など関係団体の協力が得られる見込みであり、講習会の実施や捕獲チームづくりなど、捕獲技術、安全性等の確保に必要な体制を整えることが可能な状況にある。

また、平成16年度においては、1人が新たに網・わな免許を取得したところであるが、今後も被害が特に甚大である地区住民を中心に免許取得を促進するとともに、これらの免許取得者をはじめ関係団体、地域が一体となって、住民の安全を確保しながら本特例を活用し事業を推進していく計画である。

6 構造改革特別区域の目標

(1) 農業収益の増加

有害鳥獣による農作物の被害を防止することにより、農業生産額、農家所得の増加が図られる。

(2) 効率的な農業の推進

農業の担い手の減少や遊休荒廃農地の増加傾向の改善が見込まれ、意欲のある農業者が増加することにより、担い手の育成、農地流動化が進み、地域振興が図られる。

(3) 地産地消の推進

高齢者や女性が安心して農業に従事できることにより、学校給食への地元農産

物提供や直売所を活用した販売等が促進され、地産地消の推進が期待される。

(4) 地域社会の一体化

地元猟友会、農家のみならず、地域住民が一体となって問題解決に取り組む意識が醸成され、地域のまとまりができる。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

農産物被害の減少により農家の営農意欲が高まり、生産量の増加や品質の向上が図られ農業所得が増加するとともに、他の産業にもその効果が波及する。また、農業経営の規模拡大による農地の流動化や新たな担い手の育成も期待される。さらに、高齢者や女性が安心して農業に従事することができることにより、生きがい生まれ、学校給食への地元農産物の提供や直売所での販売が促進されるなど、地域の活性化にも効果が及ぶ。

なお、本特例を適用することにより、有害鳥獣による農産物被害額を毎年5%減少させ、平成20年度の被害額を約300万円に抑制することを目標とする。

現 状	平成15年の被害額	523万円
目 標	平成20年の被害額	約300万円

8 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 補助事業等

有害鳥獣防護用電気柵貸出事業(村単独事業)

農産物の鳥獣被害防止と生産意欲の向上を図るため、電気柵貸出。

鳥獣害防止対策事業補助金(県補助事業)

鳥獣害防止対策計画に基づき実施する獣害防止施設整備

中山間地域等直接支払事業補助金(国庫補助事業)

協定集落が実施する防護柵等の鳥獣被害防止対策

(2) 実施要領の策定

本特例を活用した有害鳥獣捕獲を安全かつ効果的に行うための「坂井村有害鳥

獣捕獲実施要領」を策定する。

(3) 安全の確保

狩猟免許を有しない従事者に対する安全確保

網・わな猟に精通した狩猟免許保持者を講師として安全講習会を開催し、猟具の設置や撤収また捕獲個体の処理等における事故防止を図る。また、事故に備えて、賠償・傷害保険に加入する。

地域住民の安全確保

広報誌、広報さかい、町内文書回覧等により捕獲計画を周知徹底して、住民の安全確保を図る。

(4) 捕獲組織（捕獲チーム）の結成

網・わな狩猟免許保持者をチームリーダー（指揮・監督者）とし、免許を有しない従事者を含む有害鳥獣捕獲チームを結成する。

(5) 従事者会議の開催

有害鳥獣捕獲に従事する者、地元猟友会、J A , 町等による会議を開催し、具体的な捕獲実施計画について協議する。

捕獲チームの配置、捕獲期間、猟具の設置場所など

別紙

1 特定事業の名称

1303 有害鳥獣捕獲における狩猟免許を有しない従事者容認事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

長野県東筑摩郡坂井村の全域において有害鳥獣捕獲を実施しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

網・わなの使用により有害鳥獣の捕獲を実施しようとする者が、その従事者の中に網・わな狩猟免許所持者を含めて有害鳥獣の捕獲を実施する場合は、その従事者の中に網・わな狩猟免許を所持していない者が含まれることを認める。

5 当該規制の特例措置の内容

有害鳥獣による農作物の被害を減少させるため、有害鳥獣の捕獲を目的として、坂井村、被害地区、地元猟友会等の関係団体、地域住民が一体となって体制づくりを行うものである。関係者間においては既に協議が行われ、本特例を活用した有害鳥獣捕獲の実施に向け協力体制を組むことに合意している。

本特例認定後は、坂井村が策定する有害鳥獣捕獲実施要領に基づき、技術講習会の開催、狩猟免許保持者を指揮監督者とする捕獲チームの編成、安全講習会の開催、賠償・傷害保険への加入、住民への周知徹底など具体的な捕獲実施体制を整備することとしており、「捕獲技術、安全性等が確保されている。」と認められる。

なお、本特例を活用した有害鳥獣捕獲申請に対し、県が捕獲を許可するに当たっては、従事者全員の保険への加入と地元猟友会の協力体制の確保が必要であるが、これらの要件についても満たされる見込みである。

また、事業の実施に当たっては長野県が作成する鳥獣保護事業計画との整合性を図るとともに、県の許可権限に係る行為については長野県と調整を図ることとする。